

## 立命館大学薬学部履修規程細則

2008年3月26日

例規第168号

### (目的)

第1条 薬学部履修規程第3条にいう履修方法の細則を定める。

### (再試験制度)

第2条 当該セメスターの授業に3分の2以上出席をしていたにも関わらずF評価となった薬学部必修科目(外国語科目、演習・実習科目、学部横断アドバンスト科目を除く)について、薬学部学生は再試験受験願ひならびに所定の再試験料を定められた期日までに納入することにより、再試験を受験できる。

(1) 再試験の受験出願時期は、当該科目の試験直後の別に定める期間に限る。

(2) 再試験に対する追試験は、実施しない。

(3) 再試験による成績の評価は、CもしくはFで評価する。

2 特定非営利活動法人薬学共用試験センターが実施する薬学共用試験〔OSCE(Objective Structured Clinical Examination)およびCBT(Computer Based Testing)〕については、実施機関の基準に従う。

### (改廃)

第3条 この規程細則の改廃は、総合理工学院教授会が行う。

### 附 則

この規程細則は、2008年4月1日から施行する。